

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会

第2回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会  
議事録

開催日時	令和6年10月16日（水） 9時22分～11時56分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席2人（定数3人） 労働者代表委員 出席3人（定数3人） 使用者代表委員 出席3人（定数3人） 事務局 4人
出席者	公益代表委員 木下康代 宗野隆俊 労働者代表委員 大江彰宏 齋藤慎司 平塚雄二 使用者代表委員 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 中井基準部長 足立賃金室長 平沢労働基準監督官 山下労働基準督官
主要議題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○事務局（足立室長）

それでは、ただ今から、「令和6年度 第2回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員2名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計8名のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、木下部会長にお願いします。

○木下部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご協力、よろしく申し上げます。

それでは、議題の「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に引き続いて、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○大江委員

15分をお願いします。

○木下部会長

では、9時40分から労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（足立室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋として、こちらの会場と同じ階にミーティングルーム2部屋を用意しております。

平沢と山下がそれぞれご案内します。

○木下部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

### 【専門部会休会】

[労働者側に分かれての個別協議]

### 【専門部会再開】

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側からは、労使交渉の補完という特定最低賃金の役割や男女間の賃金格差の是正を求

めていきたいという主張があり、連合のリビングウェッジの2023年から2024年の引き上げ額や今年の電機連合の春闘結果のうち企業内最低賃金の引き上げ額程度の引上げが相当であるとのことでした。

また、使用者側からは県内の主要企業の業績や全国の賃上げ結果等を踏まえ、日本商工会議所が集計した「中小企業の賃金改定に関する調査」の集計結果の引上げ率とすることが相当であるとのことでした。

以上から、本日のところは合意には至りませんでした。

次回の第3回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただいて、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見等なし〕

○木下部会長

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（足立室長）

第3回の専門部会は、10月24日（木）午前9時30分から、場所が変わりまして、建設会館で開催いたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○木下部会長

それでは、「第2回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。